

## 北広島市産科医院及び小児科医院開設助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、産科、産婦人科又は小児科を有する診療所等を市内に開設する者に対しその費用の一部を助成することにより、市民が安心して出産し、子どもを育てることができる環境を整備し、もって地域における医療体制の構築を推進するとともに、市民の健康及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 診療所等 次に掲げる場所をいう。

ア 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第2項に規定する診療所(医業を行う場所に限る。)

イ 医療法第1条の5第1項に規定する病院(医業を行う場所に限る。)

(2) 医師 医師法(昭和23年法律第201号)に定める医師をいう。

(3) 医療法人 医療法第39条第1項の規定による法人をいう。

(4) 開業医 診療所等を開設する医師又は医療法人をいう。

### (助成対象者)

第3条 この要綱による助成を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する開業医とする。

(1) 市内に産科、産婦人科又は小児科を有する診療所等を開設すること。

(2) 市内の診療所等において産科、産婦人科又は小児科を継続して10年以上実施する見込みがある者であること。

(3) 産科、産婦人科又は小児科の臨床経験が5年以上ある医師であること(医療法人にあっては、産科、産婦人科又は小児科の臨床経験が5年以上ある医師を雇用する医療法人であること)。

(4) 小児科を有する診療所等にあっては、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第1条の3に規定する予防接種(60歳以上の者を対象とした肺炎球菌感染症及びインフルエンザに係るものを除く。)を実施すること。

(5) 小児科を有する診療所等にあっては、市が実施する乳幼児健診に協力すること。

(6) 市税を滞納していないこと。

### (助成金の種類)

第4条 この要綱による助成金の種類は、次のとおりとする。

(1) 租税公課助成金

(2) 土地・建物取得費助成金

(3) 賃貸料助成金

(4) 改修費助成金

(5) 医療機器等助成金

2 前項の助成金の助成内容は、次の各号に掲げる助成金の種類に応じ、当該各号に定める費用(開設する診療所等に係る費用に限る。)に対する助成とする。

(1) 租税公課助成金 土地(診療所等の用に供するための土地をいう。以下同じ。)、建物(診療所等の用に供するための建物をいう。以下同じ。)等に賦課された固定資産税の支払に要する費用

(2) 土地・建物取得費助成金 土地及び建物の取得に要する費用

(3) 賃貸料助成金 土地、建物等の賃借に要する費用

(4) 改修費助成金 賃借した建物(既に開設している診療所等に新たに産科又は産婦人科を開設する場合にあっては、当該診療所等の建物。第8条第1項において同じ。)等の改修工事に要する費用

(5) 医療機器等助成金 医療機器等(診療のために必要な機械、備品、器具等をいう。次条第1項及び第9条第1項において同じ。)の取得に要する費用

(租税公課助成金)

第5条 租税公課助成金の額は、土地、建物及び医療機器等に賦課された固定資産税の税額に相当する額とし、その額は、1会計年度につき100万円を限度とする。

2 前項に規定する助成金の助成の対象となる期間は、診療所等を開設した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日までとする。

(土地・建物取得費助成金)

第6条 土地・建物取得費助成金の額は、土地及び建物の取得価格に100分の50を乗じて得た額とする。ただし、その額が、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額を超える場合は、当該各号に定める額とする。

(1) 産科又は産婦人科を有する診療所等(以下「産婦人科施設」という。)を開設する場合 5,000万円

(2) 小児科を有する診療所等(以下「小児科施設」という。)を開設する場合 3,000万円

2 前項に規定する助成金の助成の対象となる期間は、診療所等を開設した日の属する年度の初日から起算して10年を経過する日までとする。

(賃貸料助成金)

第7条 賃貸料助成金の額は、土地、建物等の月額賃借料に100分の50を乗じて得た額とする。ただし、その額が、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額を超える場合は、当該各号に定める額とする。

(1) 産婦人科施設を開設する場合 月額50万円

(2) 小児科施設を開設する場合 月額20万円

2 前項に規定する助成金の助成の対象となる期間は、診療所等を開設した日の属する月の翌月から起算して60か月とする。

3 小児科施設を開設する場合の賃貸料助成金の額は、第1項第2号に定める額にかかわらず、年額にあっては200万円、前項の期間における助成金の総額にあっては1,000万円を限度とする。

(改修費助成金)

第8条 改修費助成金の額は、賃借した建物等の改修工事に要する費用に100分の50を乗じて得た額とする。ただし、その額が、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める額を超える場合は、当該各号に定める額とする。

(1) 産婦人科施設を開設する場合 1,000万円

(2) 小児科施設を開設する場合 500万円

2 前項に規定する助成金の助成の対象となる期間は、診療所等を開設した日の属する年度の初日から起算して5年を経過する日までとする。

(医療機器等助成金)

第9条 医療機器等助成金の額は、医療機器等の取得価格に100分の50を乗じて得た額とする。ただし、その額が、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める額を超える場合は、当該各号に定める額とする。

(1) 産婦人科施設を開設する場合 2,500万円

(2) 小児科施設を開設する場合 1,500万円

2 前項に規定する助成金の助成の対象となる期間は、診療所等を開設した日の属する年度の初日から起算して5年を経過する日までとする。

(助成金の総額の限度)

第10条 第5条から前条までの規定にかかわらず、次に掲げる額を合算した助成金の総額は産婦人科施設を開設する場合にあっては8,000万円、小児科施設を開設する場合にあっては5,000万円を限度とする。

(1) 第5条第2項に規定する助成の対象となる期間について助成を受ける租税公課助成金の合計の額

(2) 第6条第2項に規定する助成の対象となる期間について助成を受ける土地・建物取得費助成金の合計の額

(3) 第7条第2項に規定する助成の対象となる期間について助成を受ける賃貸料助成金の合計の額

(4) 第8条第2項に規定する助成の対象となる期間について助成を受ける改修費助成金の合計の額

(5) 前条第2項に規定する助成の対象となる期間について助成を受ける医療機器等助成金の合計の額

(助成金の交付方法等)

第11条 助成金の交付は、会計年度ごとに行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、第5条から第9条までに規定する助成金の助成方法は、別に定める。

(助成を希望する旨の申請)

第12条 この要綱による助成金の交付を受けようとする者は、第13条第1項の規定による助成金の交付の申請をする前に、北広島市産科医院及び小児科医院開設助成事前承認申請書に別に定める書類を添付して、市長に対しこの要綱による助成を希望する旨の申請をし、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査の上承認

の決定をし、当該申請をした者を承認するものとする。

- 3 市長は、前項の規定により承認を決定したときは、その旨を北広島市産科医院及び小児科医院開設助成事前承認決定(却下)通知書により第1項の規定による承認の申請をした者に通知するものとする。

(審査委員会)

第12条の2 前条第2項の規定による審査を行うため、審査委員会を設置する。

- 2 審査委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は、副市長をもって充てる。
- 4 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。
  - (1) 企画財政部長
  - (2) 保健福祉部長
  - (3) 子育て支援部長
  - (4) 教育部長
- 5 委員長が不在のときは、あらかじめ委員長が指名する職員がその職務を代理する。
- 6 審査委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- 7 審査委員会の庶務は、保健福祉部健康推進課において行う。

(助成金の交付申請等)

第13条 第12条第2項の規定による承認の決定を受けた者であってこの要綱による助成金の交付の申請をしようとするものは、助成金の交付を受けようとする各会計年度において、北広島市産科医院及び小児科医院開設助成金交付申請書に別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により添付する書類について、次に掲げるときは、当該書類の添付を省略させることができる。
  - (1) 証明すべき事実を公簿等によって確認することができるとき。
  - (2) 助成金の交付を受けようとする各会計年度の前年度以前に提出している書類であって、証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときその他当該証明すべき事実に変更がないことが明らかであると認められるとき。

(助成金の交付決定)

第14条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査の上、助成金の交付の可否を決定し、北広島市産科医院及び小児科医院開設助成金交付決定通知書又は北広島市産科医院及び小児科医院開設助成金不交付決定通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

(変更の申請等)

第15条 前条の規定により助成の決定の通知を受けた開業医(以下「助成開業医」という。)は、当該助成の決定の内容に関し計画を変更しようとするときは、北広島市産科医院及び小児科医院開設助成金変更申請書に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による変更の申請があったときは、その内容を審査し、変更の承認の可否を決定し、北広島市産科医院及び小児科医院開設助成金交付変更決定

(却下)通知書により当該変更の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第 16 条 助成開業医は、この要綱による助成金の交付の申請を取り下げるときは、北広島市産科医院及び小児科医院開設助成金取下届出書により市長に届け出なければならない。

(助成金の交付の請求等)

第 17 条 助成開業医は、この要綱による助成の決定を受けた各会計年度ごとに、北広島市産科医院及び小児科医院開設助成金請求書に別に定める書類を添付して、助成金を請求するものとする。

2 第 13 条第 2 項の規定は、前項の規定による助成金の請求について準用する。

(助成金の決定の取消し等)

第 18 条 市長は、助成開業医が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、各会計年度における助成金の交付の決定を取り消し、又は助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱による助成の決定を受けた後において正当な理由がなく 6 か月以上診療所等の業務を開始しないとき。

(2) 正当な理由がなく、1 年以上診療所等を休止し、又は 10 年以内に廃止したとき。

(3) 医師の免許の取消し等により診療所等の業務を継続することができなくなったとき。

(4) 偽りその他不正な手段により第 14 条の規定による助成金の交付の決定又は第 15 条第 2 項の規定による変更の承認を受けたとき。

(5) 助成金を他の用途に使用したとき。

(6) この要綱による助成金の決定に際し付された条件に違反したとき。

(助成金の交付等)

第 19 条 助成金の交付、決定等に関しては、北広島市補助金等交付規則(昭和 61 年広島町規則第 10 号)の規定するところによる。

(委任)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、保健福祉部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。